

## 2021年6月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 議事概要

### I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2021年6月28日及び29日にウェブ会議により開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

### 2021年6月 ASAF 会議出席メンバー

#### (ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟 (PAFA)	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Shiwaji Bhikaji Zaware 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	小賀坂委員長、川西副委員長
中国財政部会計司 (MOF-ARD)	Yu Chen
韓国会計基準委員会 (KASB)	Eui-Hyung Kim 他
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Chiara Del Prete 他
フランス国家会計基準局 (ANC)	Patrick de Cambourg 他
英国エンドースメント審議会 (UKEB) <sup>1</sup>	Pauline Wallace 他
イタリア会計基準設定主体 (OIC)	Alberto Giussani 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Rodrigo Andrade de Moraes
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Linda Mezon-Hutter
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Jim Kroeker

#### (IASB 参加者)

Hans Hoogervorst 議長 (ASAF の議長)、Sue Lloyd 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

<sup>1</sup> 英国による欧州連合 (EU) 離脱後の IFRS のエンドースメント手続が、英国エンドースメント審議会 (UKEB) に移行されたことに伴い、2021年6月 ASAF 会議より、英国財務報告評議会 (FRC) から UKEB にメンバーが変更されている。

**2021年6月ASAF会議の議題**

議 題	予定 時間	実際 時間	参照 ページ
共通支配下の企業結合	90分	90分	3
第3次アジェンダ協議	90分	75分	8
サステナビリティ報告	30分	25分	14
料金規制対象活動	90分	90分	16
のれん及び減損	90分	45分	21
開示に関する取組み一時的を絞った基準レベルの開示のレビュー	30分	20分	26
プロジェクトの近況報告と次回ASAF会議の議題	15分	5分	28

**ASAF 会議への対応**

2. 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、ASAF 対応専門委員会及び料金規制会計専門委員会において検討を行った。

## II. 共通支配下の企業結合

### 議題の概要

3. IASB は、2020年11月にディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」（以下「本 DP」という。）を公表した。コメント期限は本年9月1日である。
4. 本セッションの目的は以下のとおりである。
  - (1) IASB がアウトリーチにおいて受け取った初期のフィードバックの共有
  - (2) ASAF メンバーの法域からのフィードバックの聴取
    - ① 取得法と簿価法をどのような場合に使用すべきか
    - ② これらの手法をどのように使用すべきか
  - (3) ASAF メンバーに対する質問
5. ASAF メンバーに対する質問事項は、次のとおりである。

### どの測定方法を適用すべきか

- (1) それぞれの法域では、どのタイプの共通支配下の企業結合が最も一般的か。例えば、そのような結合は、公開の市場で取引されている企業と非公開保有の企業のどちらで行われることが見られる傾向にあるか。また、そのような企業結合を行う一般的な理由は何か（例えば、IPO の準備やその他の理由）。
- (2) 非支配株主に影響を与える結合には、コストと便益のトレードオフを考慮したうえで取得法を適用し、他のすべてのケースに簿価法を適用すべきであるということに同意するか。
- (3) 非公開保有の企業について、以下の点に同意するか。
  - ① 取得法に対する関連当事者の例外
  - ② 取得法の選択的な免除

### 取得法

- (4) IASB は、共通支配下の企業結合において、移転先企業が資本からの分配を識別、測定及び認識するという要求を提案していない。これに同意するか。
- (5) IASB は、共通支配下の企業結合において、「過少支払」は「割安購入」で得た利益としてではなく、資本への拠出として認識すべきであると提案している。これに

同意するか。

- (6) 移転先企業は、IFRS 第3号「企業結合」（以下「IFRS 第3号」という。）のすべての開示要求を適用し、さらに取引価格の決定方法に関する追加的な情報を開示すべきであるということに同意するか。

### **簿価法**

- (7) 移転先企業が受け取った資産及び負債を、移転対象企業が報告した帳簿価額で測定すべきであるということに同意するか。
- (8) 移転先企業は、結合前情報を修正することなく、結合日から移転対象企業をその財務諸表に含めるべきであるということに同意するか。
- (9) IASB は、既に結合されていたとした場合の結合企業の結合前情報を開示するという要求を提案していない。これに同意するか。同意しない場合、どの特定の情報が有用となるか。
- (10) 簿価法について、他にコメントはあるか。特に、あなたの考えでは、本プロジェクトの次の段階で IASB が検討すべき簿価法の他の側面は何か。

### **ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言**

6. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

#### **（測定方法の選択について）**

- (1) 共通支配下の企業結合については、本 DP が提案するような複数の会計処理を使い分けることには反対する。一律に簿価法を採用することが適切であると考えられる。
- (2) 支配当事者が常に主要な利用者を構成し、非支配株主への影響により会計処理を決定すべきではない。

#### **（取得法の適用について）**

- (3) 仮に共通支配下の企業結合について、取得法による場合であっても、我々は本 DP における提案に反対する。共通支配下の企業結合における対価の支払を資本の拠出として会計処理することは、資本の拠出が仮想的で現実を反映しない上に、さらに独立の第三者との取引を擬制するものである。このような擬制は取引の経済的実態を

表していない。

7. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

**(測定方法の選択について)**

- (1) 非支配株主への影響という要件だけで十分かどうか、また非支配株主への影響をどのように解釈すべきかという議論はあるものの、移転先企業に非支配株主が存在する共通支配下の企業結合である場合、取得法を採用することについては支持する。(EFRAG)
- (2) 我々の法域においては、フィードバックの 1 つに、非支配株主への影響という単一の基準ではあまりに限定的であり、たとえば従業員への影響等を加味してはどうか、という意見があった。(カナダ)
- (3) 我々の法域においては、非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合において取得法を採用すべきとする本 DP の提案には同意していない。共通支配下の企業結合は、同一の支配当事者のもとで行われる非常に特殊な状況下の取引であり、通常の企業結合とは異なるという点に着目すべきであり、また非支配株主の有無がどの程度取引の実態に影響を与えるかについては疑問である。(フランス)
- (4) 共通支配下の企業結合は同一グループ内の資源の再配分であると考えており、一律に簿価法を採用すべきである。非支配株主の存在が取引の経済的実態を判断する上で決定的な要因になるとは考えていない。(中国)
- (5) 非支配株主が影響を受ける場合、当該共通支配下の企業結合は、通常の企業結合と取引の性質が近似するものと考えられ、取得法を採用すべきとする本 DP の提案には同意できる。(英国)
- (6) 株主構成の違いにより、異なる測定方法を採用すべきとする本 DP の提案に同意している。(韓国)
- (7) 我々の地域のメンバーの大半が、本 DP の提案に概ねもしくは部分的に同意しているが、一部のメンバーからは、取引の実態等を考慮するとすべての共通支配下の企業結合に簿価法を採用すべきという意見があった。(AOSSG)
- (8) 我々の法域においては、本 DP の提案に大半が同意している。(イタリア)
- (9) 非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合は取得法を採用すべきとする本

DP の提案に同意する。(アフリカ)

(10) 移転元企業と移転先企業の間で交渉されていない購入価格を、受け入れた資産及び負債に割り当て、それを新しい取得原価とすることが、簿価法を適用して企業グループ内における歴史的な帳簿価額の使用を継続することよりも財務諸表利用者に有用な情報をもたらすか否かは明らかではない。(米国)

(11) 我々の地域では、共通支配下の企業結合は主として税務上の便益を得ることを目的としており、このような企業結合においては、簿価法を適用すべきと考える。  
(GLASS)

#### **(取得法の適用について)**

(12) 「過少支払」を資本への拠出として認識すべきかどうかについては、我々の地域のメンバーに公開質問しているが、初期の見解ではその大半が本 DP の提案を支持している。(EFRAG)

(13) 取得法の適用方法については、本 DP の提案を支持する。共通支配下における企業結合において発生したのれんの減損についてどのように評価するか懸念を示す意見があった。(カナダ)

(14) 「過少支払」については、取引価格との差額の中には資本への拠出として認識すべきではないものがあると考えられる。(フランス)

(15) 共通支配下の企業結合について一律に簿価法を採用すべきと考えるが、仮に取得法である場合には、本 DP において、移転先企業が資本からの分配を識別、測定及び認識するという要求を提案していないこと、「過少支払」を資本への拠出として認識すべきであると提案していること、並びに IFRS 第 3 号の開示要求に加えて取引価格の決定方法に関する追加的な情報を開示すべきであると提案していることについて同意する。(中国)

(16) 取得法について、本 DP で提案されている内容については全般的に支持する。(英国、イタリア、アフリカ、AOSSG)

#### **参加者のその他の発言**

8. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

**(測定方法の選択について)**

- (1) 我々の地域においては、測定方法の決定のためのディシジョン・ツリーについて、「結合が移転先企業の非支配株主に影響を与えるか」という最初のステップと「移転先企業の株式は公開の市場で取引されているか」という2つ目のステップを入れ替えてはどうか、という提案を行うことを検討している。(EFRAG)
- (2) 共通支配下の企業結合は、上場企業の子会社を含む非上場企業間の取引であることがほとんどであり、本 DP に対して、我々の法域ではあまり関心が持たれなかった。  
(カナダ、英国)

**(簿価法の適用について)**

- (3) 簿価法をどのように適用すべきかという点は、移転対象企業が報告した帳簿価額と支配当事者の帳簿価額のうち、目的適合性の高い方を選択できるオプションを設けるべきである。(カナダ、英国)
- (4) 簿価法をどのように適用すべきかという点は、支配当事者の帳簿価額を用いるべきである。(中国)
- (5) 我々の法域においては、簿価法の適用にあたって、特に企業結合が繰り返される場合には、支配当事者の帳簿価額を用いることが好まれるのではないかと、という意見があった。(イタリア)

**(結合前情報の提供について)**

- (6) 我々の法域においては、簿価法の適用にあたっては、移転先企業は結合前情報を修正すべきと考えている。(フランス)
- (7) 既に結合されていたとした場合の結合企業の結合前情報の開示については、財務諸表利用者の情報ニーズがあると考えられることから、開示することを要求すべきと考えている。(AOSSG)

### III. 第3次アジェンダ協議

#### 議題の概要

9. IASB は、2021年3月に情報要請「第3次アジェンダ協議」（以下「本情報要請」という。）を公表した。コメント期限は、2021年9月27日である。
10. 今回のASAF会議におけるASAFメンバーへの質問事項は次のとおりである（基本的に、本情報要請の質問事項と同じである）。

（IASBの活動の戦略的方向性及びバランス）

IASBの6つの主要な活動<sup>2</sup>の全体的なバランスについてのフィードバックが求められている。具体的な質問は次のとおりである。

- それぞれの活動に配分するリソースを増やすべきか、変えずにおくべきか、減らすべきか。それはなぜか。それぞれの活動に含まれる具体的な作業で増やすべきものや減らすべきものがあればそれも指摘されたい。
- 現在のIASBの業務の範囲内で実施すべき他の活動はあるか。

（IASBの作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を評価するための判断規準）

- IASBは判断規準を適切に識別しているか。それはなぜか。
- IASBが検討すべき他の判断規準はあるか。それは何であり、それを検討すべき理由は何か。

（IASBの作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点）

- 情報要請で説明されている潜在的なプロジェクトの優先順位（高、中又は低）はどの程度であり、それはなぜか。
- IASBが2022年から2026年までの作業計画に追加すべき他の財務報告上の論点はあるか。

（その他）

---

<sup>2</sup> 次の6つの活動である。①新IFRS基準書及びIFRS基準書の大規模修正の開発、②IFRS基準の維持管理及びその一貫した適用の支援、③IFRS for SMEs基準の開発及び維持管理、④IFRSタクソノミの開発及び維持管理によるデジタル財務報告の支援、⑤基準の理解可能性及びアクセスのしやすさの改善、⑥利害関係者との対話

- IASB の活動や作業計画について、その他にコメントはあるか。

## ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

11. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

### (IASB の活動の戦略的方向性及びバランス)

- (1) 我々は、IASB が一定のリソースを中長期的なリサーチ・プロジェクトに配分すべきであると考えている。
- (2) 我々は、IASB が会計基準の開発のために十分なリソースを確保し続けるべきだと考える。したがって、IASB が新しいサステナビリティ基準の審議会への支援や相互接続性 (interconnectivity) のためにリソースを提供するのであれば、IASB がリソースを増やすことを提案する。

### (IASB の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を評価するための判断規準)

- (3) 6 番目の判断規準 (その潜在的プロジェクト及び解決策の複雑性及び実行可能性) を重視しすぎると、中長期的な観点からリサーチを行うことが難しくなる。当該判断規準は、基準設定プロジェクトかリサーチ・プロジェクトかによって、柔軟に使い分けるべきであると考えている。
- (4) 財務情報の比較可能性の促進と、高品質な会計基準の単一のセットという長期的な目標の達成にあたり、「米国会計基準とのコンバージェンス」は、考慮すべき重要な要因であると考えている。他のすべての規準による判断が同じであれば、コンバージェンスの可能性のあるプロジェクトをより優先すべきである。

### (IASB の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点)

- (5) 前述のとおり、我々は一定のリソースを中長期的なリサーチに配分すべきであると考えており、具体的には、IAS 第 38 号「無形資産」及び IAS 第 19 号「従業員給付」をリサーチ・プロジェクトとして取り上げることが考えられる。

12. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

### (IASB の活動の戦略的方向性及びバランス)

- (1) 財務報告基準は、サステナビリティ情報との接続性の構築を促進する役割を担っ

ていると考えているため、財務報告とサステナビリティ報告の接続性という観点も重要であると考え。 (EFRAG)

⇒新しいサステナビリティ基準の審議会との連携、並びに財務報告及び非財務報告の相互作用 (interaction) に対処するために、リソースを配分することに賛成である。 (カナダ、英国、フランス)

⇒ASBJ からの発言のように、IASB がデジタル財務報告等の新しい重要な活動を行うのであれば、リソースへの投資が必要である。 (米国)

- (2) リサーチにもう少しリソースを投入してはどうかと考えている。各法域の基準設定主体と協力し、Covid-19 のように緊急性の高い新たな問題を特定して、優先的に対処できるようになると考える。 (英国)

⇒IBOR や Covid-19 等の新たな問題や不測の事態に対応するためのリソースを確保しておくことを提案する。 (EFRAG、米国、フランス)

⇒いくつかのプロジェクトを他の基準設定主体と協力して進めることを提案する。 (フランス)

⇒新たな問題に対処するために、進行中プロジェクトの目的適合性に関する見解を継続的に更新し、必要に応じて中断できるようにする必要がある。 (カナダ)

**(IASB の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を評価するための判断規準)**

- (3) IASB が個々の論点の優先順位を評価する際に、どのように判断規準を適用するのかについて説明し、透明性を確保することが望ましい。 (EFRAG、カナダ、AOSSG)

⇒判断規準を適用する際に多くの判断が必要となり、各判断規準の相対的な重要性の評価について懸念するとの意見が聞かれている。 (中国)

- (4) 長期的な目的適合性のあるプロジェクトに高い優先順位を与えることができるような判断規準を検討する価値があると考え。 (英国)

**(IASB の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点)**

- (5) 暗号通貨及び関連取引の優先度が高いと考える。 (カナダ、米国、EFRAG、英国、AOSSG)

- (6) 無形資産の優先度が高いと考える。 (カナダ、EFRAG、英国、中国、フランス、韓国、

AOSSG)

- (7) ASBJ からの発言のとおり、IFRS と米国会計基準のコンバージェンスが重要だと考える。(米国)
- (8) 財務報告とサステナビリティ報告との連携の出発点として、気候関連リスクの優先度が高いと考える。(EFRAG、フランス)  
⇒気候関連リスクの優先度が高い。(英国、AOSSG) 関連して、排出物価格設定メカニズムはリサーチが必要な論点と考える。(英国)
- (9) その他の包括利益の優先度が高いと考える。(中国)
- (10) 共通のテーマとしては、サステナビリティ基準との連携、デジタル、無形資産、気候関連リスクが挙げられていた。これらのプロジェクトの中には、かなり大規模なものもあり、次期ボードメンバーが検討することではあるが、スタッフを増やすという考えもあるかもしれない。(IASB Hoogervorst 議長)

### 参加者のその他の発言

13. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

#### (IASB の活動の戦略的方向性及びバランス)

- (1) 現在進行中の主要なプロジェクトに引き続き取り組むことを提案する。また、IFRS 第 9 号、第 15 号及び第 16 号だけでなく、IFRS 第 17 号も含めた様々な基準の適用後レビューをタイムリーに行うことも重要である。(EFRAG、フランス、イタリア)
- (2) IFRS for SMEs 基準の優先度は高くない。(英国)
- (3) 明らかに重要性が増している問題であるため、デジタル財務報告により多くのリソースを投入することが望ましい。(英国、フランス)
- (4) 新 IFRS 基準書及び IFRS 基準書の大規模修正の開発については、リソースを減らすべきとの意見がある一方で、維持すべきであるとの意見も聞かれている。  
(AOSSG)
- (5) IFRS 基準の維持管理及びその一貫した適用の支援に、より多くのリソースを費やすことを提案する。(AOSSG、中国)
- (6) 基準の理解可能性及びアクセスのしやすさの改善に、より多くのリソースを配分

することを提案する。(AOSSG、中国、韓国)

**(IASB の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を評価するための判断規準)**

- (7) デュー・プロセス・ハンドブックに記載されている判断規準と新しく提案された判断規準との関係を明確にすることが望ましい。(EFRAG、フランス)
- (8) 非 GAAP 情報の利用や、ストラクチャリングの機会の証拠があるかどうか、考慮すべき二次的な要素として考えられる。(EFRAG)
- (9) 規準に概ね同意するが、我々の法域の利害関係者からは、判断規準が特定の法域や業種を優先していることを示唆しているのではないかという懸念が示されている。(英国)
- (10) 1 番目の判断規準（投資者（investors）にとっての当該事項の重要度）について、投資家の情報ニーズが強調されすぎて、他の財務諸表利用者が無視されることを避けるために、「investors」を「stakeholders」に変更することを提案する。また、判断規準として、費用対効果の分析を追加することを提案する意見がある。(中国、AOSSG)
- (11) 2 番目の判断規準（企業が財務報告書においてその種類の取引又は活動を報告する方法に欠陥（deficiency）があるかどうか）について、「deficiency」の表現は不正を示唆しているかのようにみえるため、「significant divergence」の方が良いと考える。また、判断規準として、IFRS 基準の古さ並びに経済及び規制の状況を追加することを提案する。(AOSSG)

**(IASB の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点)**

- (12) 継続企業の優先度が高いと考える。(カナダ、EFRAG、AOSSG)

⇒加えて、変動対価及び条件付対価、非継続事業及び処分グループ、キャッシュ・フロー計算書及び関連事項の優先度が高く、その他にも、費用－棚卸資産及び売上原価、個別財務諸表、排出物価格設定メカニズム、法人所得税に言及する意見が聞かれている。(EFRAG)

⇒変動対価及び条件付対価、費用－棚卸資産及び売上原価、並びに個別財務諸表の優先度が高いと考える。(イタリア)

⇒キャッシュ・フロー計算書及び関連事項の優先度が高いと考える。(英国)

⇒排出物価格設定メカニズム、個別財務諸表、コモディティ取引、変動対価及び条件付対価、政府補助金、借入コストも優先度が高いと考える。(AOSSG)

- (13) 我々の法域では、投資家はより分解表示された情報を求めている。つまり、投資家は、財務諸表の認識及び測定ではなく、報告されている粒度に不満がある。また、政府補助金に対する関心が高い。加えて、既存の基準を最新の状態に保つこと、あるいは利用者にとってあまりメリットのない複雑さがある場合は、それが不要であることを確認することが重要である。(米国)
- (14) 我々の法域の利害関係者と協議中ではあるが、これまでの個々のプロジェクトを振り返ると一貫性のない結果になる傾向があるため、テーマ別のアプローチをとることにメリットがあると考えている。また、リソース確保のためには、現在進行中のプロジェクトの中で、優先順位をつけられるものがないか再検討することが適切である可能性がある。(英国)
- (15) 会計上の見積りに関する第2段階の検討を提案する。会計上の見積りについては、多くの変更や改善が行われているが、未だに改善の余地があると考えている。(韓国)
- (16) 採掘活動及び料金規制対象活動の優先度が高いと考える。(アフリカ)

## IV. サステナビリティ報告

### 議題の概要

14. IFRS 財団は、2021年4月30日に公開草案「IFRS サステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するための IFRS 財団定款の的を絞った修正案」（公開草案）を公表し、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）を設置するための定款改正案の市中協議を行っている（コメント期限：2021年7月29日）。
15. 今回の ASAF 会議では、IASB スタッフより定款改正案のポイント等について説明がなされた後、質疑が行われた。

### ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

16. ASBJ からは特段の発言は行っていない。

### 参加者のその他の発言

17. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- |   |
|---|
| <p>(1) サステナビリティ報告に関する IFRS 財団の取組みを支持する。（英国、カナダ、韓国、AOSSG）</p> <p>(2) G7 財務相会合共同声明（2021年6月）においてグローバルなサステナビリティ報告基準の必要性について合意されたように、我々の法域でも、サステナビリティ報告の取組みは重要と認識している。定款改正案にある組織体制の下で IASB 及び ISSB の両組織がシナジー効果を発揮できるものと考えている。（英国）</p> <p>(3) ISSB のボードメンバーにつき、常勤を過半数（majority）としているが、その考え方について確認したい。（フランス）</p> <p>⇒非常勤メンバーを認めることで、ISSB を設立するにあたり柔軟性を持たせることが目的であるが、このことが、ISSB による基準設定の独立性に影響を与えることがないようにすることも強く認識している。（IASB スタッフ）</p> <p>(4) EU で重視されている「co-construction（共同構築）」の概念<sup>3</sup>とビルディング・ブ</p> |
|---|

<sup>3</sup>（事務局注）「共同構築」とは、自らの政治的、規制的、技術的、文化的、時期的な制約を蔑ろにせず、それを前提としたうえで、グローバルなコンバージェンスを達成するために、競合する目的や続く難局を時間をかけて解決していくことであり、ここでは、EU とグローバルなサステナビリティ報告との間の一貫性と整合性を促進するという EU の最終目標に向けて、経験、専門知識、ツール、コンテンツを相互に交換することにより、サステナビリティ報告基準を共同構築していくことを指していると思われる。

ロック・アプローチの違いは何か。(フランス)

⇒現在、IFRS 財団評議員会において、この2つの類似点や相違点について検討を行っている。最終的にサステナビリティ報告のグローバルな比較可能性を達成するために、ISSBの基準設定プロセスに各法域の基準設定主体をどのように関与させるかということにも関連するため、重要な論点であると認識している。(IASB スタッフ)

- (5) 我々の法域では、サステナビリティの分野で具体的に何を開示するべきかについて規制当局が市中協議を実施しており、今後の議論の帰趨に注目している。気候変動及び人的資本の開示が検討対象とされているが、基準設定主体やその権限の範囲については現時点では未定である。(米国)

- (6) 資金調達や時間的なことなど、この取組みを進める上での懸念があれば教えてほしい。(韓国)

⇒十分な資金を確保することは ISSB を成功させるための主要な要件の一つと認識しており、現在、関係者で検討を進めている。(IASB スタッフ)

- (7) 我々の法域では、サステナビリティ報告に関する問題に対処するために、独立した新たな組織を設置する必要があるか、設置する場合のガバナンス構造等について検討を開始している。(カナダ)

- (8) サステナビリティ報告は、非財務の基準により財務報告とは別に作成されるのか、又は財務報告と統合されるのかについて、IFRS 財団の今後の方向性や役割という観点から関心を持っている。(AOSSG)

⇒IASB と ISSB をどのように連携させることが望ましいのかを技術的準備ワーキング・グループにおいて検討している。その上で、財務諸表の中で IASB が取り組むべきこと、広範なサステナビリティ関連の中で ISSB が取り組むべきことを検討していく。IFRS 財団内に IASB と ISSB という2つの組織があることには、双方の情報の connectivity (結合) が確保できるというメリットがあると考えている。具体的な運営モデル等については、ロジスティクスや基準設定の観点から最良の方法を模索している。(IASB Lloyd 副議長)

## V. 料金規制対象活動

### 議題の概要

18. 今回の ASAF 会議では、IASB が 2021 年 1 月に公表した公開草案「規制資産及び規制負債」（以下「本 ED」という。）について、IASB スタッフから概要説明が行われ、各質問事項に対し、それぞれの法域からのフィードバックの共有がなされた。
19. IASB スタッフから ASAF メンバーに対し、以下の点について意見が求められた。

#### （範囲）

- (1) 範囲の提案に同意するか。
- (2) 範囲の提案は、規制上の合意が規制資産及び規制負債を生じさせるかどうかを企業が判断できるほど明確か。
- (3) 権利及び義務が強制可能かどうかを評価することは困難であると予想するか。その場合、評価を困難にする状況とは何か。

#### （合計許容報酬）

- (4) 提案の焦点が、ある期間に供給した財又はサービスに対する合計許容報酬に置かれていることに同意するか。
- (5) ある期間に供給した財又はサービスに対する合計許容報酬を企業がどのように決定するのかに関する提案に同意するか。
- (6) 財又はサービスに対する合計許容報酬の概念の適用方法について追加のガイダンスを提供すべきか。

#### （測定）

- (7) 提案されているキャッシュ・フローに基づく測定技法に同意するか。
- (8) 企業は、不確実な将来キャッシュ・フローを 2 つの方法（「最頻値」方式又は「期待値」方式）のうち、キャッシュ・フローをより適切に予測する方を適用して見積るべきであるという提案に同意するか。
- (9) 特定の状況を除き、見積将来キャッシュ・フローを規制料金算定利率で割り引くという提案に同意するか。
- (10) 規制資産について適用される規制料金算定利率が不十分である場合に関する提案に同意するか。

**(IFRIC 第 12 号との相互関係)**

- (11) あなたの法域におけるサービス委譲契約のいくつかは、規制資産及び規制負債を生じさせる可能性があると考えているか。

**ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言**

20. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

**(会計モデルの基本的な考え方について)**

- (1) 我々の予備的な見解では、規制資産及び規制負債のすべての変動に対して収益を調整することを支持していない。我が国における作成者や利用者は、自然災害等により巨額の損失が生じたような場合には、その発生時に収益を調整したのでは有用な情報を提供せず、費用を調整すべきであると考えている。このような規制上の枠組みは、政府補助金と類似しており、収益の調整と費用の調整の双方を認めている IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」における会計処理との整合性を図るべきである。

**(割引計算について)**

- (2) 我々の予備的な見解では、割引率について規制料金算定利率を使用することには同意しておらず、IAS 第 36 号「資産の減損」や IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」などの既存の IFRS 基準と整合させるべきであると考えている。加えて、規制資産及び規制負債が 1 年以内に決済される場合には割引を行わないという、短期的な適用除外を認めるべきであると考えている。

21. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

**参加者のその他の発言****(会計モデルの基本的な考え方について)**

- (1) 我々の法域では、本 ED の提案を支持している。米国基準といくつかの点で異なっているが、純損益を見た場合に、世界的な整合性を高めることが可能となる。なお、米国会計基準はコスト繰延アプローチを採用しており、収益や費用よりも資産や負債に焦点を当てている。(米国)

**(割引計算について)**

- (2) 日本の意見と同様に、現在価値測定モデルを厳密に適用すると非常にコストがかかるため、短期のものについて実務上の便法が必要であると考えている。(韓国)
- (3) 本 ED では、割引の目的が、貨幣の時間的価値に加えて、不確実性を負担するコストを最低限反映させることであるということが明確になっていない。この目的を ED で明確に示し、規制料金算定利率の定義もこの目的に合致させるべきである。そうすれば、なぜ最低金利を導入するのかを利害関係者が理解するのにも役立つと考える。(フランス)
- (4) 最低金利を決定するためのガイダンスの提供が必要であると考えている。(カナダ)
- (5) 我々の法域では、作成者の観点から、不確実な将来キャッシュ・フローを見積る場合、財務諸表の作成コストが非常に高くなると考えている。また、一部の規制上の合意においては、規制料金算定利率が設定されていない可能性があり、割引計算が困難となる場合があると考えている。(中国)
- (6) 我々の地域では、割引計算を支持しているが、どの割引率(規制料金算定利率か、他の IFRS 基準で適用されている一般的な割引率)が適切かについては意見が分かれている。また、最低金利を使用することへの懸念も聞かれている。(EFRAG)
- (7) 我々の地域では、割引計算に同意しているが、割引率については、すべてのキャッシュ・フローを単一の割引率で割り引くべきであると考えている。(GLASS)

22. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

**(対象範囲について)**

- (1) 本 ED が提案する対象範囲を支持するが、10年以上前に IASB がこのプロジェクトに着手したときの想定よりも対象範囲が広がっており、不明確となっていることに留意する必要がある。また、対象となる可能性があるにもかかわらず、それに気づいていない企業の存在を懸念する。規制上の合意の範囲内か否かの具体的なガイダンス及び例示を示すことが望ましいと考える。(フランス、英国、カナダ、韓国、アフリカ、EFRAG)
- (2) 我々の法域では、規制機関が料金値上げの承認を無期限に延期できるケースがある。この点、その権利を資産として認識すべきか、高い不確実性が伴うことから、

資産を認識すべきでないかの長年の論争が繰り広げられてきた。このようなケースが最終基準化の際に例示に組み込まれることを期待する。(韓国)

- (3) 何が規制の範囲内か否かを判断するためには、本 ED に規制機関の定義を組み込む必要があると考える。(アフリカ)
- (4) 我々の法域の規制モデルのほとんどはフレームワーク志向であり、規制対象企業は強制力のある権利又は義務を持っていない。そのため、本 ED において提案されているモデルを我々の法域の規制対象企業に適用することは困難であると考えられる。(中国)
- (5) 特定の法的形式を持つ規制上の合意や特定の属性を持つ規制機関による執行のみが対象範囲に含まれるべきであると考えられる。(AOSSG)

#### **(合計許容報酬／認識について)**

- (6) 我々の法域及び地域では、合計許容報酬に関する IASB の提案が広く支持されている。しかし、仕掛中の建設工事における規制リターンに関する IASB の提案には反対の意見が多い。多くの場合、建設期間は非常に長くなり、長期間にわたって建設期間中の（資産計上要件を満たさなかった）金融費用を負担しなければならないが、仕掛中の建設工事における規制リターンは、当該金融費用に見合ったものであると考えられるため、IASB の提案は妥当な会計処理ではないと考えている。また、IASB の提案は、運用の複雑さをもたらし、システム対応のコストも要する。さらに、米国基準との比較可能性にも影響を与える。(イタリア、カナダ、フランス、AOSSG)
- (7) 我々の地域では、合計許容報酬を決定するための全体的なアプローチを支持している。仕掛中の建設工事における規制リターンに関する IASB の提案については、賛成する見解と反対する見解を提示して利害関係者の意見を聞いているが、これまでのところ IASB の提案に反対する意見の方が多い。(EFRAG)
- (8) 本 ED では、規制資産と規制負債の認識の閾値が同水準であると提案されているが、慎重性の観点から、規制資産の認識の閾値は高くすべきである。(イタリア)

#### **(測定について) (割引計算を除く)**

- (9) 我々の法域では、提案されているキャッシュ・フローに基づく測定技法を支持しているが、実務上の課題や測定の不確実性を生じさせ、適用によるコストを増加させる場合があることを懸念する。(フランス、カナダ)

- (10) 適用を容易にするため、規制上の合意の境界線についての見直しが必要であると考えている。(カナダ)
- (11) 我々の地域では、あるメンバーは本 ED における測定方法の提案を支持しているが、規制上の合意に基づく見積りが数年先にまで及ぶ状況を IASB は考慮すべきだと提案している。また、別のメンバーは需要リスクと規制上の合意の境界線について、測定に関する追加のガイダンスを提供すべきだと提案している。(AOSSG)

**(IFRIC 解釈指針第 12 号との相互関係について)**

- (12) IFRIC 解釈指針第 12 号 (IFRIC 第 12 号) との相互関係を検討する上でも、本 ED の対象範囲の明確化が必要である。なお、IFRIC 第 12 号との相互関係で影響を受ける可能性がある業種は、鉄道事業者や有料道路事業者などであり、これらの事業者は今回の料金規制会計の対象範囲となる可能性がある。(アフリカ)
- (13) 本 ED と IFRIC 第 12 号との相互関係について、今のところ否定的な意見は聞かれていない。(フランス)
- (14) 我々の法域におけるアウトリーチ活動と継続的な影響分析の両方において、IFRIC 第 12 号に関連した具体的な事実パターンを求めている。(EFRAG)

## VI. のれん及び減損

### 議題の概要

23. IASB は、2020年3月にディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」(以下「DP」という。)<sup>4</sup>を公表した。本 ASAF 会議では、DP に対するフィードバックとそれを踏まえた検討事項が整理され、次の質問項目に関して ASAF メンバーからのインプットを受けることを目的としている。

(1) IFRS 基準と米国会計基準のコンバージェンスの重要性について

① 関係者がコンバージェンスに言及する際のコンバージェンスの意味は何か。

ア それは、のれんの事後の会計処理だけなのか、それとも企業結合の開示やのれんと区別される無形資産の認識も含まれるのか。

イ 現行モデルにすでに差異があることを踏まえ、どの程度のコンバージェンスが期待されるか(例えば、両審議会がのれんの償却を再導入する場合、コンバージェンスの対象は償却モデル自体かどうか)。

② 差異の調整は比較的容易であるとの意見が多いことを考慮し、財務諸表利用者と財務諸表作成者のそれぞれにとってのダイバージェンスのコストはどの程度であると見積られるか。

③ 現行の会計モデルの違いやプロジェクトの目的、両審議会がそれぞれのプロジェクトで受け取ったフィードバックの違いにより、異なる結果は正当化されるか。

④ それとも、のれんの会計処理についてコンバージェンスを維持することが、IFRS 基準の企業結合の要求事項を変更するかどうかを決定する際に考慮すべき最も重要な要素か。

(2) IASB が再審議のプロセスで考慮すべき検討事項について

① 本 ASAF 会議で示された DP に対するフィードバックを踏まえた検討事項の他に、IASB が再審議のプロセスで考慮すべき検討事項はあるか。

24. コンバージェンスに関するセッションの冒頭で FASB の代表者から次の発言があった。

<sup>4</sup> 次のウェブサイトを参照のこと。

<https://www.ifrs.org/news-and-events/2020/03/iasb-publishes-goodwill-discussion-paper/>

- (1) FASB のプロジェクトは、現時点ではのれんの事後の会計処理に焦点を当てており、のれん及び企業結合に関する開示は扱っていない。ただ、FASB のボードメンバーは全員、FASB と IASB が議論をしてコンバージェンスを目指す方が良い結果をもたらすと考えている。現状、両者の会計基準は細かい点の違いは残るものの、実質的に一致していると言える。のれんの事後の会計処理について、現時点では、大多数の FASB のボードメンバーが償却に大きなメリットがあると考えており、率直に言うと FASB としては IASB をその方向で説得したいと考えている。ただし、この決定は暫定的であり、両者が議論を重ねることで、学びや恩恵を得られると考えている。現在 FASB では減損テストの会計処理単位や減損のトリガーとなる事象の評価日などについても議論を行っているが、今後これらについて共有する機会を設けていきたいと考えている。(米国)

## ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

### (IFRS 基準と米国会計基準のコンバージェンスの重要性)

25. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) IFRS 基準が真にグローバルな基準であるためには、IFRS 基準の主要な要求事項が米国会計基準のものと比較可能なものでなければならない。償却するか否かは、そのような主要な要求事項のひとつである。仮に両審議会の決定が異なれば、将来、コンバージェンスを望む声が挙がるのが容易に想像されるため、持続可能な解決策にはならない。
- (2) コンバージェンスの程度は、両者がより比較可能なほど良い。同一とすることは困難であると思うが、それはコンバージェンスを進めるべきではないということではない。
- (3) コンバージェンスの便益は、財務諸表利用者にとっては異なる会計基準間の調整が不要になることでコストが削減され、財務諸表作成者にとっては連結グループ内の業績を比較するための共通の尺度が得られることである。我々の法域における企業で、米国及び欧州の両方で事業を展開している企業からは、会計基準の違いを調整して共通の尺度を得るには非常にコストがかかるとの見解を聞いており、IASB スタッフによる「差異を調整することは比較的容易であるという見解が一般的に聞かれている」との分析には、かなりの違和感を覚える。

26. ASBJ からの発言と趣旨に近い参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) IFRS 基準と米国会計基準の間の差異を極力少なくする調和化の努力が必要である  
と考える。減損のみのアプローチか償却の再導入かという論点については長い間  
議論が行われてきた。今後はいずれかを支持する証拠をさらに探求するよりは、  
この問題に決着をつけることが重要である。現状、償却の再導入の方向にかなり  
の圧力がかかっているとは思いますが、両基準で同じ決定がなされることを期待する。  
(イタリア)

⇒この重要な論点については、IFRS 基準と米国会計基準との間でコンバージェン  
スがなされていることが重要であると考えます。(カナダ、AOSSG)

- (2) 会計基準間の差異によるコストの観点について、我々の法域においても、IFRS 基  
準を適用しつつ米国市場で資本調達する企業が多く、そうした企業はのれんの事  
後の会計処理の違いにより、多大なコストを負担する又は潜在的な投資家への対  
応がより複雑になっている可能性がある。また、両者の会計基準間の差異につい  
て財務諸表利用者の理解が不十分である場合もあり、企業による説明に係るコス  
トもあると考える。(カナダ)

27. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) コンバージェンスが重要であることは十分認識しているが、それが唯一の考慮事  
項ではなく、別の事項も考慮すると、コンバージェンスを目指しても必ずしも同  
一のモデルや同一の開示になるわけではない。基準設定主体の主な焦点は「最も  
忠実な表現であるモデル」であるべきと考えるが、それは必ずしも世界のどの法  
域から見ても同じように見えるわけではない。よって、コンバージェンスを追及  
することと、あるべき会計処理を目指すこととのバランスをとることが重要であ  
ると考えている。(英国、EFRAG、中国)

- (2) IASB の意思決定を 2 つの次元に区別して考える。まず、現行の減損テストの改善  
という次元では、例えば減損の測定プロセスや情報のレベル等、より詳細な点で  
調整することでより良い結果がもたらされると考えるため、FASB と IASB で対話  
を重ねることが重要と考える。もう一方の次元、事後の会計処理については、FASB  
は償却の再導入の方向に向かっており、別次元の意思決定であり、この場合、コ  
ンバージェンスは困難となると考える。完璧な解決策はないため、結論が異なれ  
ば今後もそれを維持することになるだろう。(フランス)

- (3) のれんの事後の会計処理に関してコンバージェンスは重要な考慮事項であるが、仮に償却の再導入の方向でコンバージェンスされるのであれば、償却費をその他の包括利益で認識することを推奨する。なぜなら、純損益で認識することは企業の財務業績を誤った形で示すことに繋がるからであり、その他の包括利益の方が忠実な表現であると考ええる。(韓国)
- (4) のれんの事後の会計処理以外の観点でも、無形資産をのれんと区別して認識することについて、両者の会計基準間で概ね整合しているべきである。一方で減損テストのモデルは同一である必要はないものの両者の会計基準ともに堅牢で、その結果が概ね比較可能であることが望ましいと考える。また、企業結合に関する開示に関しては、両者の会計基準に違いがあっても、すべての財務諸表利用者が合意できるような核となる開示が含まれていれば有益であると考ええる。(カナダ)

#### (IASB が再審議のプロセスで考慮すべき検討事項)

28. 本項目については、ASBJ は発言をしていない。なお、参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) IASB の検討事項は概ね網羅されている。(英国、カナダ、EFRAG、中国)
- (2) 追加の検討事項としては、コロナ禍の経済状態を踏まえ、結果として現在何が起きているかは検討する価値があると考ええる。期中財務諸表を調査したところ、のれんに関して約 50% の企業が実際に減損損失を認識したことが確認されているという。このように、現在の状況に照らして、減損の規定がどれだけ有効かを検証する良い機会であり、国際的に広く調査を行うことが良いと考える。(英国)
- ⇒減損テストの有効性について、コロナ禍以前にはモデルが機能していないという証拠は少なかったのではないかと考える。そもそも現在のコロナ禍においてはどのようなモデルであれストレス下に置かれると考えるが、減損テストが有効に機能しているか否かの明確化は本プロジェクトを進めるためには必要であるため追加研究は参考になる可能性がある。(フランス)
- ⇒コロナ禍の状況に関連した調査は興味深いと考える一方で現状、ストレスが低減するように政府や中央銀行が介入しているのも事実である。そのため真の経済情勢を表しているかは疑問であり、これにより減損テストが有効に機能しているかどうかを判断するには時期尚早であると考ええる。(IASB Hoogervorst 議長)

- (3) プロジェクトの議論の進め方に関して、実行性の観点から、関係者に受け入れられているもの、支持はあるが検討及び開発に時間を要するもの、意見が分かれているものなど、フェーズごとに大きく区切ることで、議論を円滑に進められる可能性があると考えます。(カナダ)
- (4) 再審議に際しては、まずはのれんの事後の会計処理を最初に扱い、企業結合に関する開示の改善はそれが解決された後に扱うべきと考えます。企業結合に関する開示はいわゆる“Too Little Too Late”を抑制するために考案されたものであると理解しているが、のれんの減損テストの頑健性の問題を効果的に解消できるかは疑問であるからである。(韓国、AOSSG)
- (5) 我々の地域からのコメントを共有する。まず再審議で優先して扱うプロジェクトについて、ある法域は減損のみのアプローチと償却の再導入の双方で減損テストが必要になることから減損テストの改善も優先すべきとした。次に企業結合に関する開示の改善について、一部の法域は、提案されている開示がプロジェクトの目的を達成するのか、また財務諸表に記載すべきかどうかを疑問視していた。また、ある法域は、開示に関して投資者と財務諸表作成者が直接のコミュニケーションを可能とするようなワーキング・グループを立ち上げ検討を進めることを提言した。(AOSSG)
- (6) まず、本プロジェクトにおいては財務諸表作成者の実務への影響をコストと便益の観点から考慮すべきであると考えます。次に、規制当局の情報ニーズも考慮に入れるべきと考えます。これは、のれんの減損は規制当局が関心を持っているため関連する情報の開示は規制当局が扱うのが効果的な場合があり、また、のれんの減損テストは規制当局にとって監督が難しいからである。(中国)
- (7) 少なくとも開示の改善に関連するIASBの提案の範囲は、プロジェクトの名称である「のれん及び減損」の範囲よりもはるかに広がっている。潜在的にはのれんに関連するかもしれないが、実際にはのれんの会計処理や減損に直接関連するものではなく、企業結合の業績に関する情報であると考えます。(米国)
- ⇒「のれん及び減損」は、プロジェクト全体を表す意味での略語である。取得のその後の業績についてもIASBにとっては非常に重要であると考えている。(IASB Hoogervorst 議長)

## VII.開示に関する取組み—的を絞った基準レベルの開示のレビュー

### 議題の概要

29. 本セッションでは、IASB が 2021 年 3 月に公表した公開草案「IFRS 基準における開示要求—試験的アプローチ IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の修正案」（以下「ED」という。）について、フィールドワークを含むアウトリーチ活動について議論が行われた。
30. 本プロジェクトの目的、タイムライン及び ED の提案内容とともに、アウトリーチとフィールドワークに関して、IASB が利害関係者に求めるインプットの内容、各国の基準設定主体との協業とアウトリーチの対象となる主要な観点（強制可能性（enforceability）と運用可能性（operationality））、フィールドワークの概要（範囲、目的、参加者及び進め方）が説明された。

#### （ASAF メンバーへの質問）

31. IASB のアウトリーチ活動についてコメント又は質問が求められた。

### ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

32. ASBJ からは特段の発言は行っていない。

### 参加者のその他の発言

33. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

#### （ED の提案について）

- (1) ED の提案は、財務諸表の内容や考え方を根本から変える可能性があり、非常に重要である。（EFRAG、カナダ、フランス、英国、韓国）

#### （コメント期限の延長について）

- (2) コメント期限の延長を求める。（EFRAG、カナダ、フランス、英国）
- ① 多くの作成者をフィールドテストに参加させるため、また、フィールドテストはその後の利用者、監査人及び規制当局との円卓会議に向けた最初のステップになるため、少なくとも 3 か月のコメント期限延長を求める。（EFRAG）
  - ② 2 つの基準の修正案によって、どのような開示が作成されるかを示すためにも、フィールドワークは必須である。（カナダ）
  - ③ 各利害関係者の詳細な意見を収集するため、また、監査人や規制当局がフィ

ードバックを受け、その結果を評価するための時間確保が必要である。(フランス)

- ④ 質の高いフィードバックを得るためには、それぞれの企業への影響をしっかりと検討する機会を設けることが重要である。(英国)

#### (これまでに聞かれた意見等について)

- (3) 技術的な変化よりも行動的な変化を懸念する声が多い。作成者からは、提案をどのように実現するか、すべての情報開示を変更するのか、每期均一の開示を行うほうが容易である等の意見が聞かれた。監査人からは、何が要求されるか考えなければならず、開示の観点から業務が難しくなるとの意見、規制当局からは、執行する能力への懸念、利用者からは、開示が曖昧になり、比較可能な情報が得られなくなる可能性についての声が多かった。(カナダ)
- (4) 作成者、利用者、監査人及び規制当局等、様々な利害関係者と初期の協議や円卓会議を行ったが、かなり前向きなフィードバックを得ている。一方で、潜在的な懸念もあり、提案は行動を変えるものであるため、それには時間がかかる。(英国)
- (5) 予備的なアウトリーチでは、作成者が利用者のニーズを理解しておらず、規制当局からの罰則を避けるために、利用可能なすべての情報を開示する懸念や、EDにおける利用者が誰なのか明確ではない、との指摘があった。(AOSSG)

#### (アウトリーチ及びフィールドワークについて)

- (6) 様々な業界の様々な規模の企業の作成者にフィールドワークへ参加してもらうことが重要である。(カナダ、英国、中国、AOSSG)
- (7) 監査人、規制当局及び利用者もアウトリーチへ幅広く参加してもらうことが重要である。(カナダ、韓国、中国、AOSSG)
- (8) EDを適用した結果、開示が非常に改善されたものになれば、利害関係者はEDの提案を受け入れやすくなるだろう。(カナダ)
- (9) フィールドテストによって作成者がどのような反応をするか確認したい。(EFRAG)
- (10) フィールドワークの参加企業は、現行の開示要求と新しい提案の両方に基づいて開示をそれぞれ作成してもらい、開示内容を比較することを提案する。(中国)
- (11) 作成者、監査人及び規制当局等の種々の利害関係者が行う重要性の判断について、より注意を払い、その判断の結果を評価すべきである。(中国)

## VIII. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

### 議題の概要

34. 本セッションでは、IASB のプロジェクトの近況報告と、次回 2021 年 10 月に開催予定の ASAF 会議で取り上げる議題についての議論が行われた。
35. アジェンダ・ペーパーにおいては、以下の議題が提案されている。
- (1) 開示に関する取組み一時的を絞った基準レベルの開示のレビュー
  - (2) 持分法
  - (3) 経営者による説明
  - (4) 基本財務諸表

### ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

36. ASBJ からは特段の発言は行っていない。

### 参加者のその他の発言

37. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 我々の地域からのコメントを 2 点紹介する。(AOSSG)
  - ① IASB 公開草案「IFRS 実務記述書 (PS) 第 1 号『経営者による説明』」は、コメント期限が 11 月 23 日であるため、10 月の ASAF 会議で共有できるのは、各法域からの初期的なフィードバックになる。
  - ② 10 月の会議では、のれん及び減損プロジェクトの再審議について取り上げることを提案する。
- (2) IASB 公開草案「規制資産及び規制負債」のコメント期間が 7 月 30 日に締め切られるが、10 月の会議で初期的なフィードバックを共有できないか。(カナダ)

⇒アジェンダ・ペーパーを提出するのは難しいが、口頭でのアップデートができないか検討する。(IASB スタッフ)
- (3) 我々のグループから公表予定の無形資産に関するディスカッション・ペーパーについて、10 月又は 12 月の会議で紹介したい。(EFRAG)
- (4) 10 月の会議は、次期議長が今後の IASB の優先事項に関する最新情報を提供する

良い機会になると考えている。(英国)

以 上